



発行新 陽 県第 69 号令和 3 年 9 月 7 日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

50 新潟県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則(環境企画課)

告 示

- 1017 知事指定薬物の指定の失効(感染症対策・薬務課)
- 1018 身体障害者福祉法による医師の指定(障害福祉課)
- 1019 農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請(地域農政推進課)
- 1020 土地改良区連合役員の就任届(農地計画課)
- 1021 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 1022 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
- 1023 換地計画の縦覧(農地整備課)

公 告

令和3年二級建築士試験の場所の変更について (建築住宅課)

公安委員会告示

99 警備員指導教育責任者講習の実施(生活安全企画課)

規則

新潟県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和3年9月7日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第50号

新潟県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

新潟県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成15年新潟県規則第63号)の一部を 次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

	改	正	後				改	正	Ē	前	
第9号様式	:(第16条関	(係)			第	9 号様式	(第16条图	曷係)			
		(表)						(表)			
狩猟者登録申請書		書 ((略)			狩猟者登録申請書		青書	(略)		
(略)						(略)					
(略)						(略)					
(1) 狩狐	鼡者登録を	受けよ				(1) 狩狐	鼡者登録を	受けよ			
うとっ	する狩猟免	許の種				うとする狩猟免許の種					
類、個	吏用する猟	具の種				類、使用する猟具の種		具の種			
類、種	守猟免許を	与えた				類、種	守猟免許を	与えた			
都道府	府県知事名.	、交付				都道府		、交付			
年月日	∃ <u>、有効期</u>	限及び				年月日	日及び狩猟	免状の			
狩猟多	免状の番号	(第2			番号(第2種		(第2種銃	猟免許			
種銃狐	鼡免許に係	る狩猟				に係る	る狩猟者登	録を受			
者登録	录を受けよ	うとす				けよう	うとする場	·合は、			
る場合	合は、免許	種類に				免許和	重類につい	ても記			
つい	ても記入っ	するこ				入する	ること。)				
と。)											
(略)	交 付	-		(略)		(略)					(略)
	年月日	牛	月日				交 付		<i>←</i> □		
	有 効	H 0 II	4.17.75.00				年月日		年 月	日	
	期限	年9月	14日まで								
(略)	交 付	-		(略)		(略)					(略)
	年月日	午	月日				交 付		_ =	_	
	有 効						年月日		年 月	日	
	期限	年9月	14日まで								
(略)	交付	•		(略)		(略)					(略)
	年月日	年	月日				交 付			_	
	有 効						年月日		年 月	日	
	期限	年9月	14日まで								
(略)	交付			(略)		(略)					(略)
	年月日	年	月日				交 付				
	有 効						年月日		年 月	日	
	期限	年9月	14日まで								
		(裏)				1		(裏)			
(略)						(略)					
7/1 01					1						

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

◎新潟県告示第1017号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。)第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年9月7日

新潟県知事 花角 英世

- 1 失効する知事指定薬物の名称
 - (1) エチル= 2-[1-(5-7)(5-7)(5-7)] -1H-4(5-7)(5-7) -1H-4(5-7)(5-7) -1H-4(5-7) -1H-4(5-7)
 - (2) $2-(メチルアミノ)-1-(チオフェン-2-イル) プロパン-1-オン (通称名:2-Thioth inone、<math>\beta$ k-MPA) 及びその塩類
 - (3) 2-シクロヘキシルー1-フェニルー2- (ピロリジンー1-イル) エタンー1-オン (通称名: $\alpha-$ P C Y P) 及びその塩類
- 2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日 令和3年9月4日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。

◎新潟県告示第1018号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定した。 令和3年9月7日

新潟県知事 花角 英世

氏 名	担当する 医療の種類	従事する病院又は 診療所の名称	所在地	指定 年月日	告示事項
木下 瑛二	整形外科	新潟県立妙高病院	妙高市田口 147-1	R3.9.1	第15条第1項の 医師に指定した
清河 慈	眼科	としみ眼科医院	三条市嘉坪川1- 1-12	II	IJ
小松原 孝夫	小児科	国立病院機構 新潟病院	柏崎市赤坂町3番 52号	II	II

◎新潟県告示第1019号

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があった。

令和3年9月7日

新潟県知事 花角 英世

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積 (平方メートル)
上越市安塚区高沢字田蓬清水214	田	753
上越市安塚区高沢字田蓬清水215	田	492
上越市安塚区高沢字田蓬清水216-1	田	59
上越市安塚区高沢字田蓬清水216-2	田	337
上越市安塚区高沢字田蓬清水218-1	田	196
上越市安塚区高沢字田蓬清水221-1	田	26
上越市安塚区高沢字菰足518-2	田	342
上越市安塚区高沢字菰足520-4	田	232
上越市安塚区高沢字菰足521-3	田	465
上越市安塚区高沢字菰足521-4	田	341

上越市安塚区高沢字菰足534	田	294
----------------	---	-----

2 申請に係る農地の利用の状況

現に耕作の目的に供されておらず、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受を希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和4年1月	5年	17,595 円

5 意見書の提出

この告示に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、知事に意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

ア 意見書の提出者の氏名、及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表 者の氏名)

- イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項
- (2) 提出期限

令和3年9月21日

(3) 提出先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

新潟県農林水産部地域農政推進課

(4) 提出方法

上記提出先への持参又は郵送

◎新潟県告示第1020号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する第18条第17項の規定により、佐渡市の佐渡土地改良区連合から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和3年9月7日

新潟県佐渡地域振興局長

1 就 任

理事 佐渡市秋津925 伊藤 久雄

就任年月日 令和3年7月26日

◎新潟県告示第1021号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、南魚沼市の南魚沼土地改良区の定款の変更を令和3年8月30日認可した。

令和3年9月7日

新潟県南魚沼地域振興局長

◎新潟県告示第1022号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、南魚沼市の一部を受益地域とする県営大月地区区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年9月7日

新潟県知事 花角 英世

- 1 縦覧に供する書類の名称
 - 県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間

令和3年9月8日から令和3年10月7日まで

- 3 縦覧に供する場所 南魚沼市役所
- 4 その他
 - (1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内 (以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

報

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる 場合がある。

- (2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて
 - ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。
 - イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査 請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
 - ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年 を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1023号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営区画整理・農用地保全施設整備・農用地改良保全(中山間地域総合整備「一般型」)事業に係る換地計画を定めたので、令和3年9月8日から令和3年10月7日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年9月7日

新潟県知事 花角 英世

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	相川南部	換地計画書の写し	佐渡市役所本庁

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

- 2 処分の取消しの訴えについて
 - (1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日(告示日)の翌日から 起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取 消しの訴えを提起することができる。
 - (2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1) (審査請求をした場合には(2)) の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

公 告

令和3年二級建築士試験の場所の変更について(公告)

令和3年3月2日付け公告(令和3年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施)の一部を、次のとおり変更する。

令和3年9月7日

新潟県知事 花角 英世

変更後	変更前
2 試験の場所	2 試験の場所
(1) 学科の試験	(1) 学科の試験
(略)	(略)
(2) 設計製図の試験	(2) 設計製図の試験
アニ級建築士	アーニ級建築士
(略)	(略)
長岡商工会議所 長岡市表町3丁目1番地8	ハイブ長岡 長岡市千秋3丁目315番地11
リナシエビル 3 階	
イ 木造建築士	イの木造建築士
(略)	(略)

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第99号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(追加取得講習)を次のとおり実施する。

令和3年9月7日

新潟県公安委員会

委員長 津野 敏江

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務(以下「1号警備業務」という。)

- 2 実施期間及び実施場所
 - (1) 実施期間

令和3年10月12日(火)から同月15日(金)までの4日間の午前9時から午後5時まで

(2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2

技術士センタービル I

3 受講定員

20人

4 受講対象者

受講申込みを行う日において、1号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「修了証明書」という。)の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものを対象として実施する。

- (1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」と

いう。)に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

- 5 受講申込手続
 - (1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 受付期間

令和3年9月21日(火)及び同月22日(水)の各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話 電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

- ウ 留意事項
 - (ア) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。
 - (イ) 定員になり次第、受付を締め切る。
 - (ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。
- (2) 受講申込書の提出等
 - ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの)1通に必要事項を記入し、4に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

- (ア) 資格者証又は修了証明書の写し
- (イ) 4(1)に該当する者

1号警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類(以下「警備業務従事証明書」 という。)及び履歴書

(ウ) 4(2)に該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し

- (エ) 4(3)に該当する者
 - 2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (オ) 4(4)に該当する者

旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証の写し

(カ) 4(5)に該当する者

旧2級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証の写し及び警備業務従事証明書

イ 提出期間

令和3年10月5日(火)及び同月6日(水)の各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

エ 提出方法

受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

- (3) 受講手数料
 - ア 金額

23,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。 なお、納付した受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託

本講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター 電話番号 025-285-0110 (代表)